

介護予防・日常生活支援総合業の再編について

介護予防・日常生活支援総合事業の構造

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業

★ 介護予防・生活支援サービス事業（事業対象者・要支援 1、2）

- 1. 介護予防通所型サービス（旧介護予防通所介護相当）
→利用者が事業所に通い、デイサービスを利用。
- 2. 介護予防訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当）
→ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、生活援助・身体介護等のサービスを提供。
- 3. 介護予防ケアマネジメント
→地域包括支援センターが、上記のサービスを利用するためのケアマネジメントを実施。

★ 一般介護予防事業（要介護認定等を持たない 65 歳以上の方）

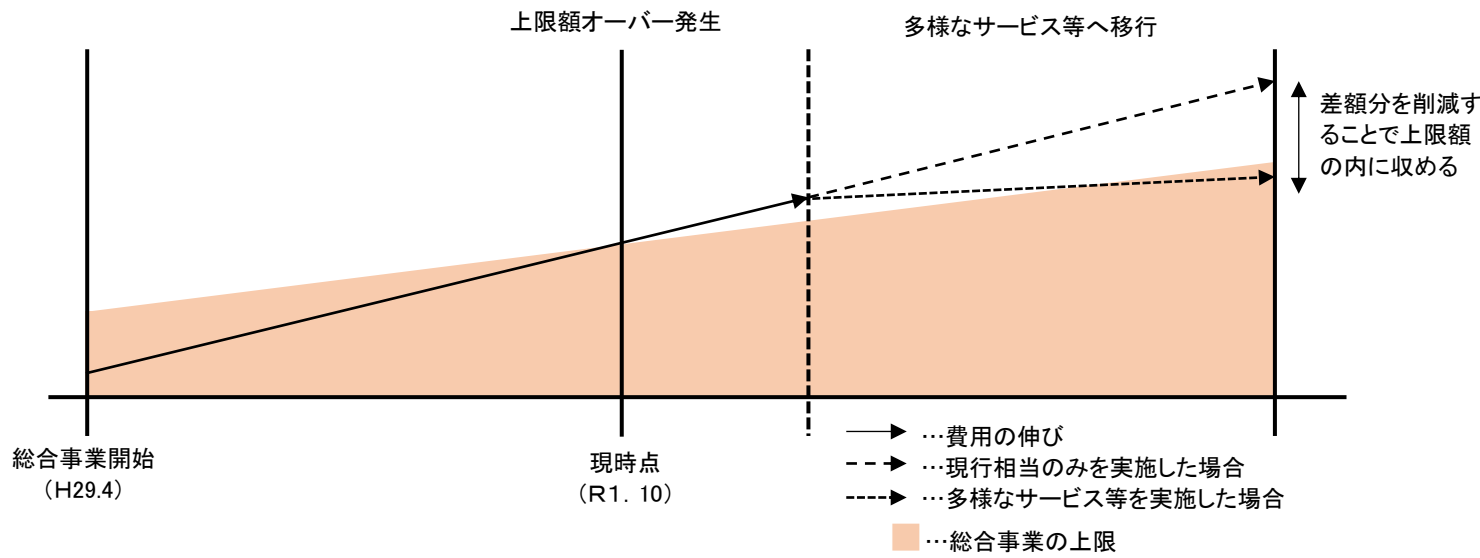
- 1. 元気はっけん広場
→町中央で行われる、大規模な通いの場。申し込みが無くても参加可能。定員 100 名。
- 2. 介護予防講師派遣事業
→身近な地域の場所で行われる、小規模な通いの場の創出。住民主体の活動を支援。
- 3. お父さんのためのアンチエイジング講座
→男性高齢者限定で行われる介護予防教室。
- 4. 高齢者健康トレーニング教室
→寒川総合体育館のトレーニングルームを活用した介護予防教室。
- 5. 寒川町シニアげんきポイント事業
→介護施設でのボランティアにポイントを付与する有償ボランティア制度。

介護予防・日常生活支援総合事業の上限額について

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域支援事業交付金という補助金を利用し、これを実施しています。この地域支援事業交付金には、国の定めた上限額が存在し、各市町は、この上限額の中で総合事業を実施することとされています。この上限額は、各市町の 75 歳以上の高齢者伸び率に連動しており、これまで、寒川町では、令和 2 年度までは、現行サービスのみの提供を続けても、この上限額を越えないと考えていましたが、本年度、想定を上回る勢いで、介護予防通所型サービスの利用が増加し、既にこの上限額を越える見込みとなりました。

この、総合事業の上限額を越えた費用については、地域支援事業交付金の対象とすることが出来ないため、介護保険料での事業実施を行うこととなります。現在、実施しているそれぞれの事業については、その必要性を認識し、予算を計上して実施しておりますが、町の財政事情が厳しい折、今後、さらにその内容を精査していくことが求められています。そのため、寒川町における総合事業が持続可能な形をとることが出来るように再編をしていく必要があります。

【 イメージ図：総合事業上限額とサービス費の伸び 】



介護予防・日常生活支援総合事業の再編について

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業については、多様なサービスとして、まず、訪問型サービス A を令和 3 年度からの実施に向けた準備を進めているところです。今後は、通所型サービスの代替となるような、地域の通いの場を創出する取組について、本会議において協議を行い、上限額内に収める取り組みを行う必要があります。

また、一般介護予防事業についても、同様の理由から、各事業の目的・効果を検証しつつ、早急に実施する事業を精査する必要性が生まれてきました。そのため、現行実施している事業のうち、いくつかの事業については、次年度以降廃止という判断を行う可能性があります。さらに、介護予防事業の有料化についても検討したいと考えます。有料化については、平成 28 年度に本推進会議において、当時の委員の皆様からご理解をいただきながらも、平成 29 年度の新規事業が多い中ではその採用を見送った経緯がありますが、現状を踏まえた上で、再度、委員の皆様のご意見を伺いたいと考えます。